

薬第 326 号
平成 25 年 7 月 16 日

保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長

抗インフルエンザウイルス薬タミフルカプセル75の有効期間の延長につ
いて（通知）

このことについて、平成 25 年 7 月 1 日付け薬食審査発 0701 第 17 号で厚生労働省医
薬食品局審査管理課長から通知がありましたので御了知ください。

なお、関係団体へは別途通知済です。

また、別添の通知は神奈川県ホームページ「かながわの薬事情報」に掲載しておりま
す。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4551/>

*通知済一覧
別紙に記載

問い合わせ先
薬事指導グループ 上野
電話 045-210-1111 内線 4970
045-210-4967(直)



別紙

(通知済一覧)

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

社団法人神奈川県精神科病院協会

公益社団法人神奈川県薬剤師会

公益社団法人神奈川県病院薬剤師会

神奈川県医薬品卸業協会

薬食審査発 0701 第 17 号
平成 25 年 7 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
（公 印 省 略）

抗インフルエンザウイルス薬タミフルカプセル75の有効期間の延長について。

抗インフルエンザウイルス薬であるタミフルカプセル75（以下「タミフルカプセル」という。）については、タミフルカプセルの製造販売業者である中外製薬株式会社より、タミフルカプセルの安定性に係る試験成績を添付した報告書が別添のとおり提出されたことから、その内容を確認し、今後製造するタミフルカプセルの有効期間を10年間に延長することは差し支えないものと考えます。

また、報告書の別紙「安定性試験結果報告書」において、「2002年5月以降に製造された製品については、室温下において適切に保管されている場合、製造後10年間は承認規格から逸脱しないものと考えられます。」とされており、その内容についても差し支えないものと考えますのでお知らせします。

